

通学路の交通安全の確保に向けた推進体制

推進体制

関係機関が連携・一体となって、通学路の安全確保を目指していきます。

1 町教育委員会

学校及びP T Aからの通学路の安全確保に関する要望等の集約を行い、関係機関への要請・調整等に取り組みます。

2 道路管理者

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所・長野県佐久建設事務所・町建設水道課は、通学路の危険個所に関して、所要の改善事業を行い安全確保に取り組みます。

3 佐久警察署

児童・生徒の安全、安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通安全指導などに取り組みます。

4 学 校

危険箇所の把握に努め、交通安全教育や登下校時の指導を行います。また、関係機関へ改善を要請します。

5 P T A

通学路の危険個所の把握をし、保護者全体で問題共有をし、地域及び家庭における安全教育などを行います。